

第3次

兵庫県地球温暖化防止推進計画(仮称)案

(概要)

平成23年2月

兵庫県

目次

第1章 基本的事項	1
第2章 地球温暖化防止に向けた取組の現状と課題	9
第3章 目標	18
第4章 目標達成のための取組	24
第5章 計画の効果的実施	43

第1章

基本的事項

地球温暖化問題の国内外の動向

- IPCC第4次評価報告書では、地球の温暖化は疑う余地が無く、その原因は人為起源による温室効果ガスの増加による可能性が極めて高いことを指摘。人為的な要因として最も大きいのが、産業革命以降、利便性の高い石油等の化石エネルギーの燃焼により排出された二酸化炭素。
- 2009年7月のラクイラ・サミットでは、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに少なくとも50%削減するとの目標を再確認し、先進国全体では、2050年までに80%又はそれ以上削減するとの目標を支持。
- 我が国は、COP15の首脳級会合で、「すべての主要国による公平かつ実効性のある枠組の構築と意欲的な目標の合意を前提に2020年までに1990年比で25%削減」を表明。また、国内排出量取引制度、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度などを基本的施策とした「地球温暖化対策基本法案」が継続審議となっている。

計画の策定経緯

根拠法令

平成7年7月 環境の保全と創造に関する条例制定(H15改定)
温室効果ガス排出総量に関する目標を定め、それを達成するための施策を推進することを規定

平成8年3月 兵庫県地球温暖化防止地域推進計画策定
目標: 県民一人当たりのCO₂排出量を2000年度以降1990年度レベルで安定化させる
目標年次: 平成22(2010)年度
中間目標年次: 平成12(2000)年度

平成8年6月 兵庫県環境基本計画
地球温暖化防止に関する地域からの取組を進める

中間目標年次における見直し
GHG排出構造の変化、国内・国際情勢の変化による見直し

平成12年7月 新兵庫県地球温暖化防止推進計画策定
目標: 2010年度の温室効果ガス排出量を1990年度に比べ6%削減する
(京都メカニズム、森林吸収含まず)

推進計画に見直しを規定
策定後、5年を目処に見直すこととしている。

平成14年5月 新兵庫県環境基本計画策定

平成15年度 条例改正
一定規模以上の事業所に排出目標を設定することを義務付け。

平成16年度 計画を検証

平成18年7月 新兵庫県地球温暖化防止推進計画改訂
目標: 2010年度の温室効果ガス排出量を1990年度に比べ6%削減する
(京都メカニズム、森林吸収含む)

平成19年度 追加対策実施
大規模事業所への指導強化や省エネ家電の普及促進などで、京都メカニズム、森林吸収を除いても6%削減を見込む。

平成20年12月 第3次兵庫県環境基本計画策定
2010年度の温室効果ガス排出量を1990年度に比べ11%程度の削減の達成に努める(京都メカニズム、森林吸収含む)

平成21~22年度 第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画策定

背景

平成4年5月
環境と開発に関する国連会議開催
「共通だが差異のある責任」などの原則が明記
気候変動枠組条約に署名

平成6年3月
気候変動枠組条約発効

平成9年12月 COP3開催
京都議定書採択(日本は6%削減)

平成10年6月 地球温暖化対策大綱決定

平成10年10月
地球温暖化対策の推進に関する法律制定
地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等の施策を推進する

平成13年11月
COP7 マラケシュ合意
京都議定書運用ルール(森林吸収量等)に合意

平成17年2月 京都議定書発効

平成17年4月
京都議定書目標達成計画閣議決定
6%削減の約束を達成するために必要な措置を定める。

平成20年5月
地球温暖化対策の推進に関する法律改正
都道府県、政令市、中核市及び特別市に実行計画の策定を義務付け。

計画の目的と目指すべき方向

目的

- 県が取り組む施策を明らかにするとともに、県民・事業者・行政等、様々な主体の参画と協働のもと、情報の共有化を図り、それぞれの取組を確実に実施することを通じて低炭素社会を実現する。

目指すべき方向

第3次兵庫県環境基本計画(2008.12)における地球温暖化の防止に係る施策目標:

国が掲げる2050年までに温室効果ガス排出量の60～80%削減を目指すという長期目標及び削減のための推進方策を踏まえつつ、地域におけるあらゆる主体が協働して、必要な取組を先導的に進めることによる、低炭素社会の実現

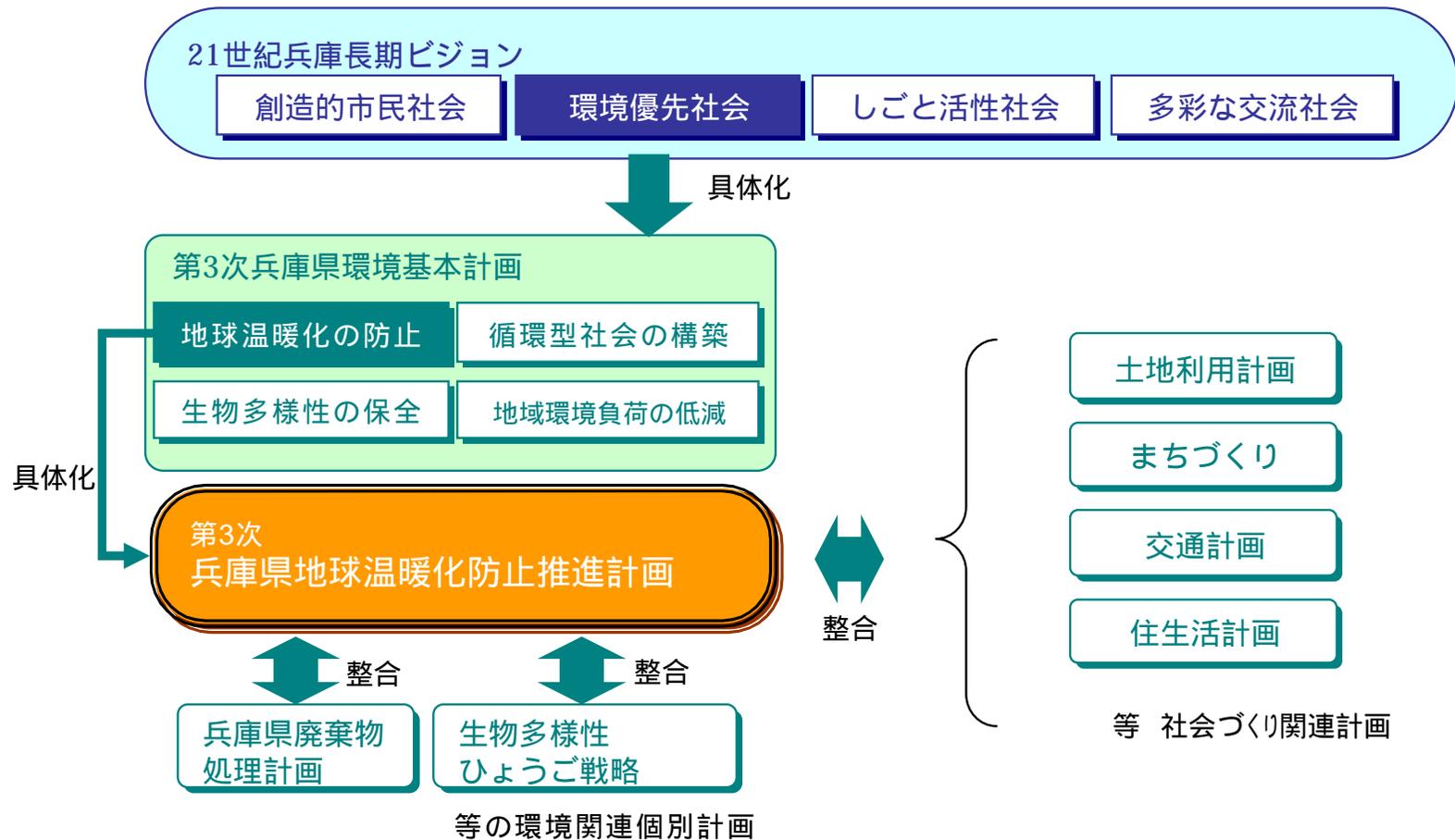
本県は南北が海に望む、広大で多彩な県土を擁し、多様な風土と豊かな歴史文化のもと、大都市と農山漁村が併存している。本県の最大の特徴である地域の多様性を活かした取組により、温室効果ガスを削減できる大きな可能性を有している。

我が国は、条件付きながら温室効果ガス排出量を1990年度比で25%削減することを国際的に宣言した。

- 日本の縮図とも言われる多様性、産業立県という兵庫の地域特性を踏まえ、持続可能な低炭素社会の実現を目指す。

計画の位置づけ

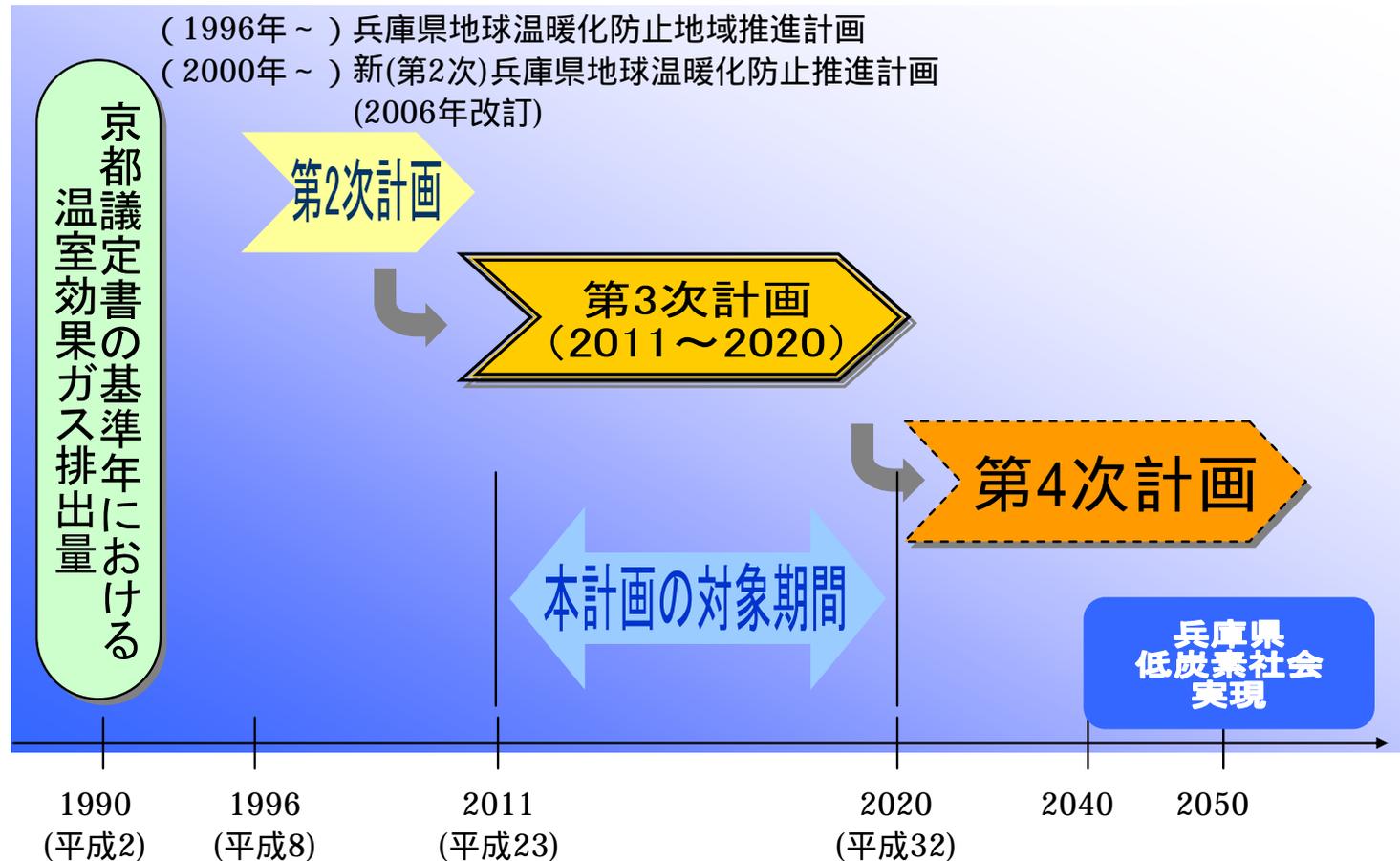
21世紀兵庫長期ビジョンに示される「環境優先社会」の具体化を図る第3次兵庫県環境基本計画の個別計画として位置付ける。



計画の対象期間

対象期間

- 本計画の対象期間は、2011年度から2020年度までの10年間とする。



第2章

地球温暖化防止に向けた取組の 現状と課題

温室効果ガス排出量の現状

(種類と排出特性)

種類	排出特性	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	電気や都市ガス、ガソリン等のエネルギーの使用に伴い排出。その他工業プロセスの化学反応や廃棄物処理から排出される非エネルギー起源のものがある。	1
メタン (CH ₄)	有機物が空気の少ない状態で発酵する時に発生しやすく、水田や家畜の腸内発酵(ゲップ)、家畜のふん尿等から主に発生。	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	ボイラーや自動車における燃料の使用、廃棄物の焼却、窒素肥料や笑気ガスの使用等に伴い排出。	310
ハイドロフルオロ カーボン類 (HFCs)	冷蔵庫や家庭用エアコン、カーエアコン、自動販売機等の冷媒として使用されている。使用時や回収作業時における漏洩に伴い排出。	150 ~ 11,700
パーフルオロ カーボン類 (PFCs)	電子部品等洗浄や半導体製造等で使用されている。作業や製造工程における漏洩に伴い排出。	6,500 ~ 9,200
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	半導体製造や変電設備における絶縁ガスとして使用されている。製造工程や点検・廃棄時における漏洩に伴い排出。	23,900

地球温暖化係数：温室効果ガスには排出源以外にも地球を温暖化させる能力にも違いがあり、二酸化炭素を基準として温室効果能力を数値化した地球温暖化係数(GWP:Global Warming Potential)として示されている。

温室効果ガス排出量の現状

(集計区分)

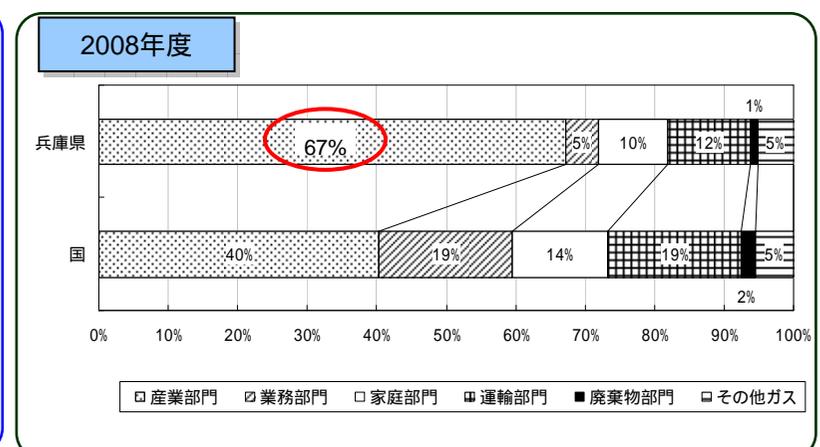
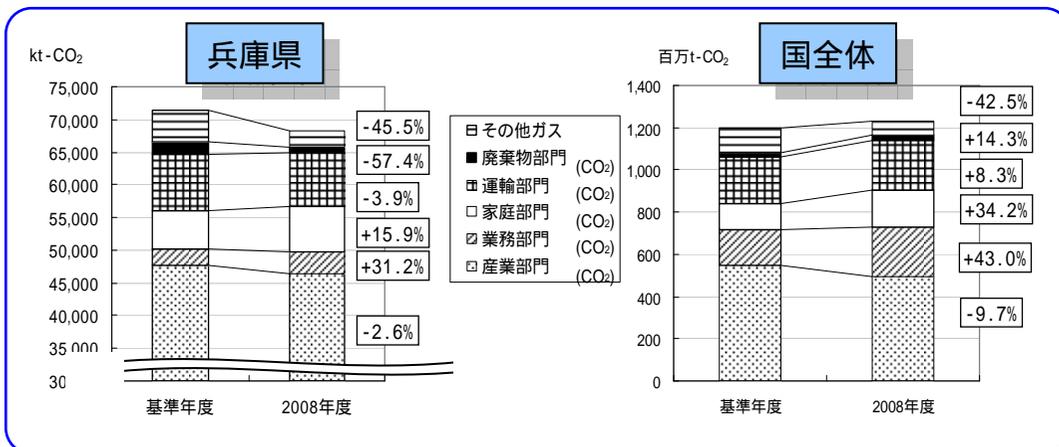
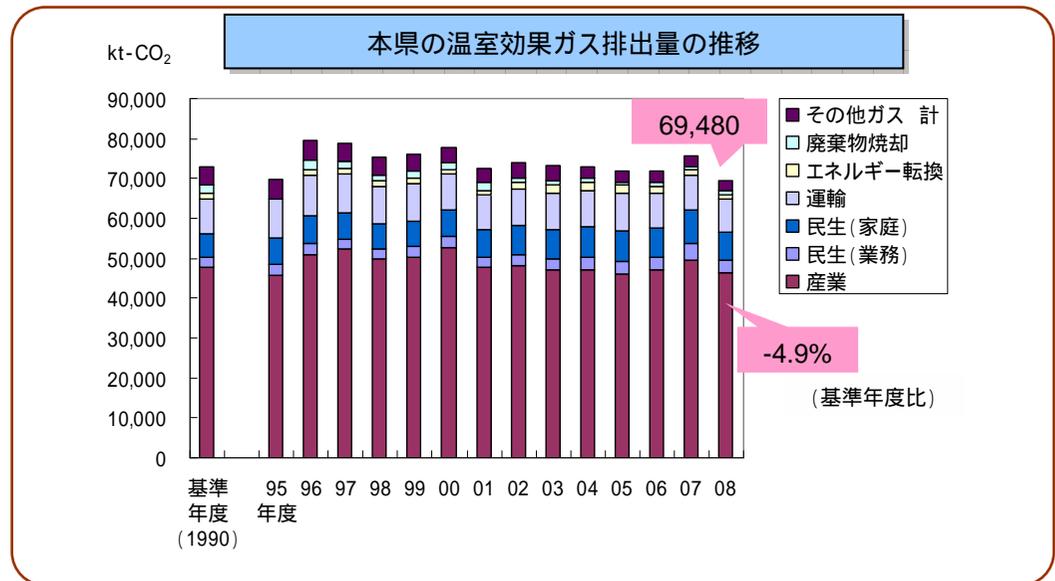
温室効果ガスの区分		エネルギーを使用する活動内容等
	産業部門	製造業、建設業等における電気や燃料の消費。
	業務部門	事務所ビル、飲食店、学校等における電気や燃料の消費
	家庭部門	家庭(自家用車は運輸部門に含む)における電気や燃料の消費
	運輸部門	自動車(自家用、事業用)、鉄道による電気や燃料の消費 (船舶、航空機は除く)
その他	廃棄物部門	家庭系ごみ、事業系ごみの処理
	エネルギー転換部門	発電所の所内電力等
	メタン	水田、畜産業における糞尿の発酵、廃棄物の焼却 (ものの燃焼に伴う発生量を含む)
	一酸化二窒素	農業における施肥、廃棄物の焼却、笑気ガス (ものの燃焼に伴う発生量を含む)
	HFC等3ガス	ハイドロフルオロカーボン類は、冷凍空調機器等に冷媒として封入されたものからの漏洩。パーフルオロカーボン類については、半導体等精密機能機器の製造過程からの漏洩。六ふっ化硫黄は、電気絶縁ガスとして封入されたものからの漏洩。

広域で移動していることから、県域で把握することが困難なため。

温室効果ガス排出量の現状

(兵庫県全体の温室効果ガス排出量)

- 2008年度の温室効果ガス排出量(速報値)は69,480kt-CO₂であり、1990年度と比べて4.9%減少している。
- 内訳をみると我が国の構成比と大きく異なり、国の産業部門が約4割であるのに対し、本県は7割近くを占めている。
- 本県では産業部門、運輸部門及び廃棄物部門とその他ガスが減少している。それに対し業務及び家庭部門は増加している。



各部門の現状と課題

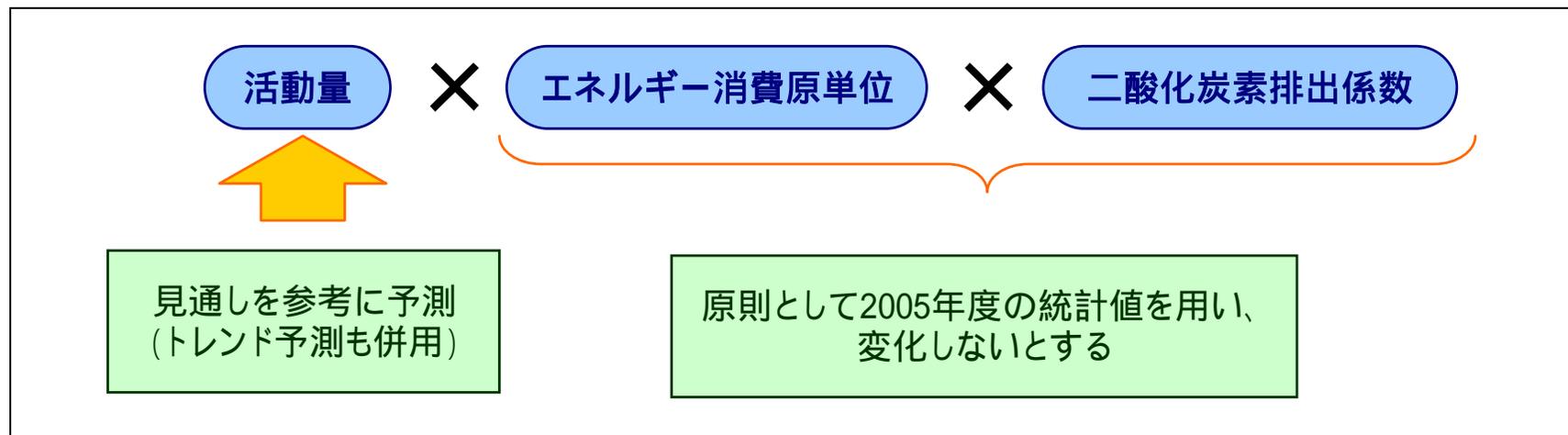
部門	取組の現状	削減上の課題
産業部門	温暖化アセスメントの施行、排出抑制計画の作成・措置結果の報告の義務付け、CO ₂ 削減協力事業、環境マネジメントシステム導入促進等	新たな技術の導入や技術開発、再生可能エネルギーの積極導入
民生部門 (業務系)	温暖化アセスメント等の施行、建築物環境配慮、関西広域機構との連携によるエコオフィスの推進等	費用対効果に優れた技術の普及、初期投資軽減のための支援
民生部門 (家庭系)	県民の行動指針等による普及啓発、太陽光発電設備の導入推進、うちエコ診断、新しいライフスタイルの普及、関西6府県域のエコ・アクション・ポイントモデル事業等	地球温暖化防止の重要性の認識、地球温暖化防止につながるライフスタイルへの転換、省エネ型住宅、省エネ型設備・機器の普及
運輸部門	排出抑制計画の作成・措置結果の報告義務付け、エコドライブの推進、低公害車100万台大作戦、公共交通への転換、あわじ菜の花エコプロジェクトによるバイオディーゼル燃料(BDF)の導入等	公共交通の利用促進や公共交通網の利便性向上、次世代自動車の普及促進によるエネルギー消費効率の向上、エコドライブの徹底
その他	廃棄物処理計画の推進、ごみ焼却施設等における熱エネルギーの有効利用、フロン等の回収・処理の推進、地球環境保全資金融資制度の運用等	一般廃棄物排出量の削減、容器包装プラスチックの分別収集、収集・再資源化による廃棄物の焼却量の削減、フロン使用機器を管理する使用者に対する使用時・廃棄時の漏洩防止の啓発
横断的な取組	再生可能エネルギーの導入促進、低炭素まちづくり、環境学習・教育の推進、関係機関との連携	再生可能エネルギーの初期導入費用や維持管理費用
吸収源対策	人工林の間伐や里山林の再生、森林ボランティア講座の開催や企業の森づくりへの支援等	「森林吸収源対策推進プラン」に基づく健全な森林の整備の継続
ヒートアイランド対策	冷房温度の適正化、公共交通の利用促進、県民・事業者への普及啓発、打ち水大作戦の開催、屋上等の緑化等	打ち水大作戦等による啓発の継続、都市の自然被覆率の向上

その他には、代替フロン類対策や廃棄物対策が含まれる

温室効果ガス排出量の将来予測

(将来排出量の予測方法)

- 2020年度の将来推計は、本県の人口や世帯数、ごみ排出量の推計結果、我が国全体のエネルギー需給見通し等を参考とした。県や国の見通しが示されていない項目は、これまでの活動量の傾向(トレンド)がそのまま推移するとした場合の将来活動量を予測した。



温室効果ガス排出量の将来予測

(将来活動量の予測方法)

集計区分		2020年度
産業部門	製造業	鉄鋼業、窯業、化学工業、紙・パルプ 活動量: 素材生産量 予測方法: 「長期エネルギー需給見通し(経済産業省、H20.5)」より素材生産量の伸び率を用いて予測
		その他の事業所 活動量: 製造品出荷額等 予測方法: 最新年度を含めたトレンド推計
民生部門	業務系	活動量: 業務床面積 予測方法: 「長期エネルギー需給見通し(経済産業省、H20.5)」より全国の床面積の伸び率を用いて予測
	家庭系	活動量: 世帯数 予測方法: 「兵庫県の世帯数の将来推計(兵庫県ビジョン担当課、H20.11)」より世帯数の見通しを用いる
運輸部門	旅客 (ガソリン)	活動量: 自動車保有台数 予測方法: 最新年度を含めたトレンド推計
	貨物 (軽油)	活動量: 貨物輸送量 予測方法: 「長期エネルギー需給見通し(経済産業省、H20.5)」の経済成長率を用いて予測
	LPG車	活動量: LPG消費量 予測方法: 自動車用LPガス需要量と見通しを用いて予測
	鉄道	* 新規路線がないことから、最新値と同様とした

温室効果ガス排出量の将来予測

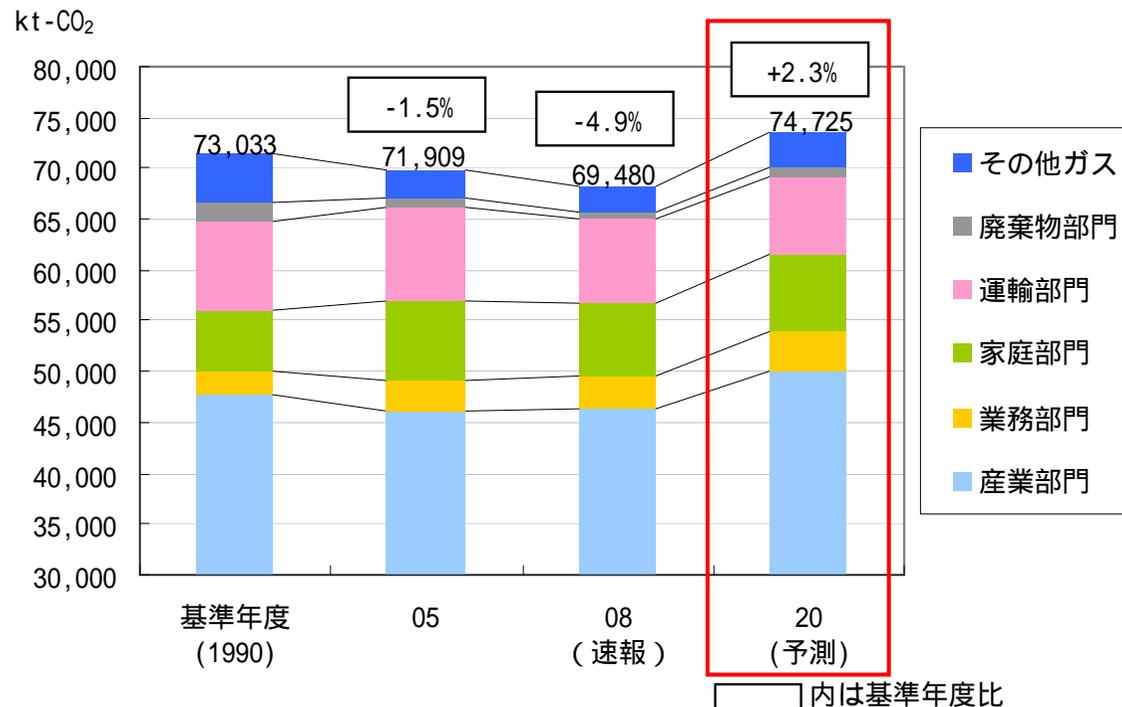
(将来活動量の予測方法)

集計区分		2020年度
廃棄物 部門	一般 廃棄物	活 動 量: 廃棄物発生量 予測方法: 「兵庫県廃棄物処理計画」による将来発生量(2015年度まで)の推移が継続するものとし推計
	産業 廃棄物	活 動 量: 廃棄物発生量 予測方法: 「兵庫県廃棄物処理計画」による将来発生量(2015年度まで)の推移が継続するものとし推計
	埋立	* 大きな変動要因は無いものとし、最新値と同様とした
	下水 処理	* 大きな変動要因は無いものとし、最新値と同様とした
エネルギー 転換	-	* 発電所の更新計画に基づき推定した。
メタン、一酸 化二窒素	ボイラー等	予測方法: 二酸化炭素の燃料種別使用量の予測結果を採用
	家畜	活 動 量: 家畜飼育頭羽数 予測方法: 最新年度を含めたトレンド推計
	稲作	活 動 量: 水陸稲作付面積 予測方法: 最新年度を含めたトレンド推計
	農業 廃棄物	活 動 量: 水陸稲・麦収穫量 予測方法: 最新年度を含めたトレンド推計
	施肥	* 大きな変動要因は無いとし、最新値と同様とした
HFC等3ガス	製造、使用、 廃棄	活 動 量: HFC等3ガス排出量 予測方法: 2020年までの代替フロン等3ガスの排出見通し(経済産業省)を用いて予測

温室効果ガス排出量の将来予測

(兵庫県の温室効果ガス将来排出量の予測結果)

- 前述の将来予測方法に基づき計算した結果、2020年度の温室効果ガス排出量(現状すう勢ケース)は、74,725kt-CO₂と基準年度比2.3%の増加となると予測。
- 運輸部門や廃棄物部門については基準年度と比べて減少が予測されるものの、産業部門、業務部門及び家庭部門、その他ガスでは増加する見込み。

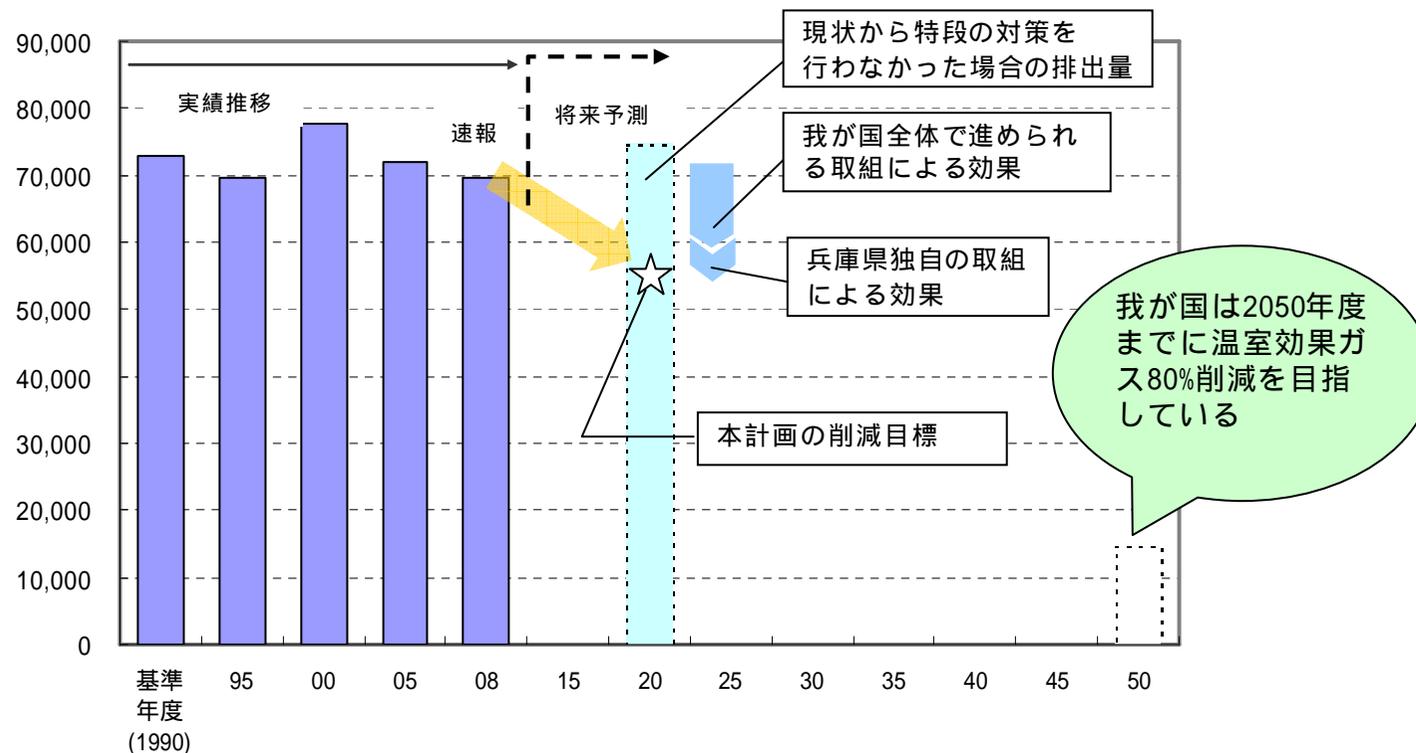


第3章

目 標

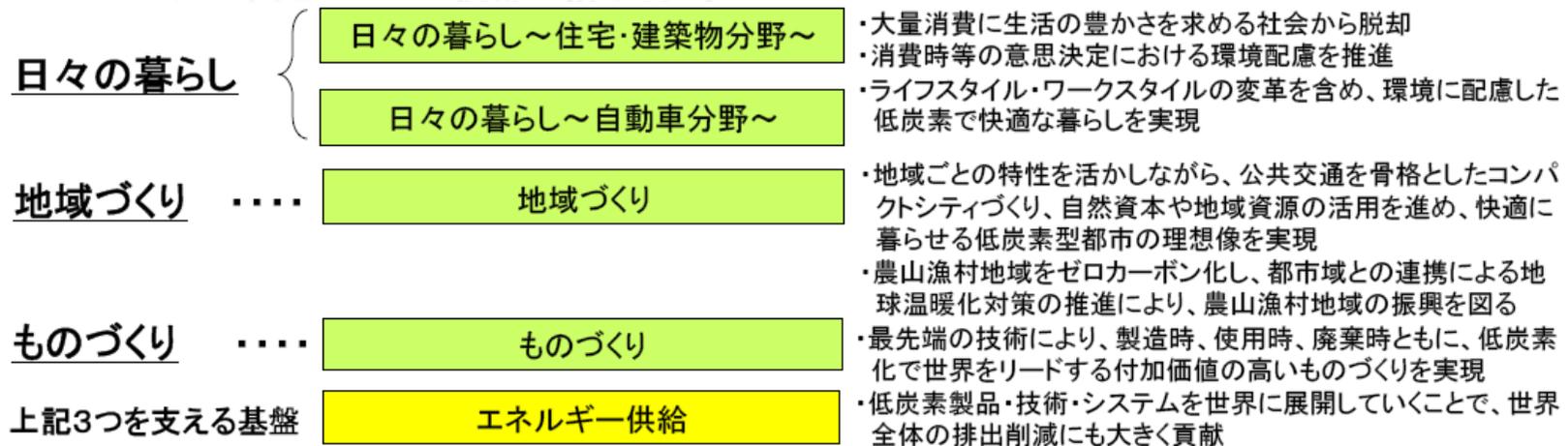
目標設定の基本的な考え方

- 地球温暖化問題の重要性、国内外の動向等を踏まえ、地球温暖化対策に先導的に取り組む。
- 具体的には、我が国が表明している目標や各部門・業種の各種対策等に加え、本県独自の取組内容と対策効果を踏まえた目標を設定する。
- 現時点では、国際貢献による削減量や、森林による吸収量については、国際的な取扱いや算定方法が定まっていないなど、不確定な要素が多いため、削減量には算入していない。



中長期ロードマップ環境大臣試案の概要

・中長期での温室効果ガスの削減目標の達成に必要な対策について、対策ごとの導入見込量のほか、導入に必要な施策や、課題等が示されている。



出典：「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案～環境大臣小沢鋭仁試案～」(2010年3月)

中長期ロードマップ環境大臣試案の概要

2020年の対策導入量イメージ(25%ケース)

産業部門	
次世代コークス炉	1基 6基
高性能ボイラ	1.1万基 2万基
インバータ制御装置	24% 38%
高効率モータ	10% 18%
天然ガスへの転換	10% 18%
業務部門	
建築物の断熱性能の向上	全ての新築建築物が H11 基準以上
高効率給湯器	約 80%の建築物に導入
B E M S	約 40%の建築物に普及
太陽光発電	新築は設置可能な全ての建築物に導入
家庭部門	
高断熱住宅	約 20%の住宅が次世代省エネ基準以上
高効率給湯器	60～70%の家庭で導入
高効率エアコン	省エネ性能が暖房で 56%、冷房で 67%向上
省エネ家電	省エネ性能が 39%向上
H E M S	約 80%の家庭に普及
太陽光発電	約 20%の家庭に普及
運輸部門	
乗用車燃費	約 65%向上
エコドライブ	3人に1人がエコドライブを実施
カーシェアリング	都市人口の 1%が実施

資料:「中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿(中長期ロードマップ)(中間整理)(案)」(2010年12月)

将来目指すべき目標

地球温暖化対策の重要性に鑑み、我が国の地球温暖化対策の今後の進展や目標設定を踏まえ、本県の温室効果ガス総排出量の削減目標は次のとおりとする。

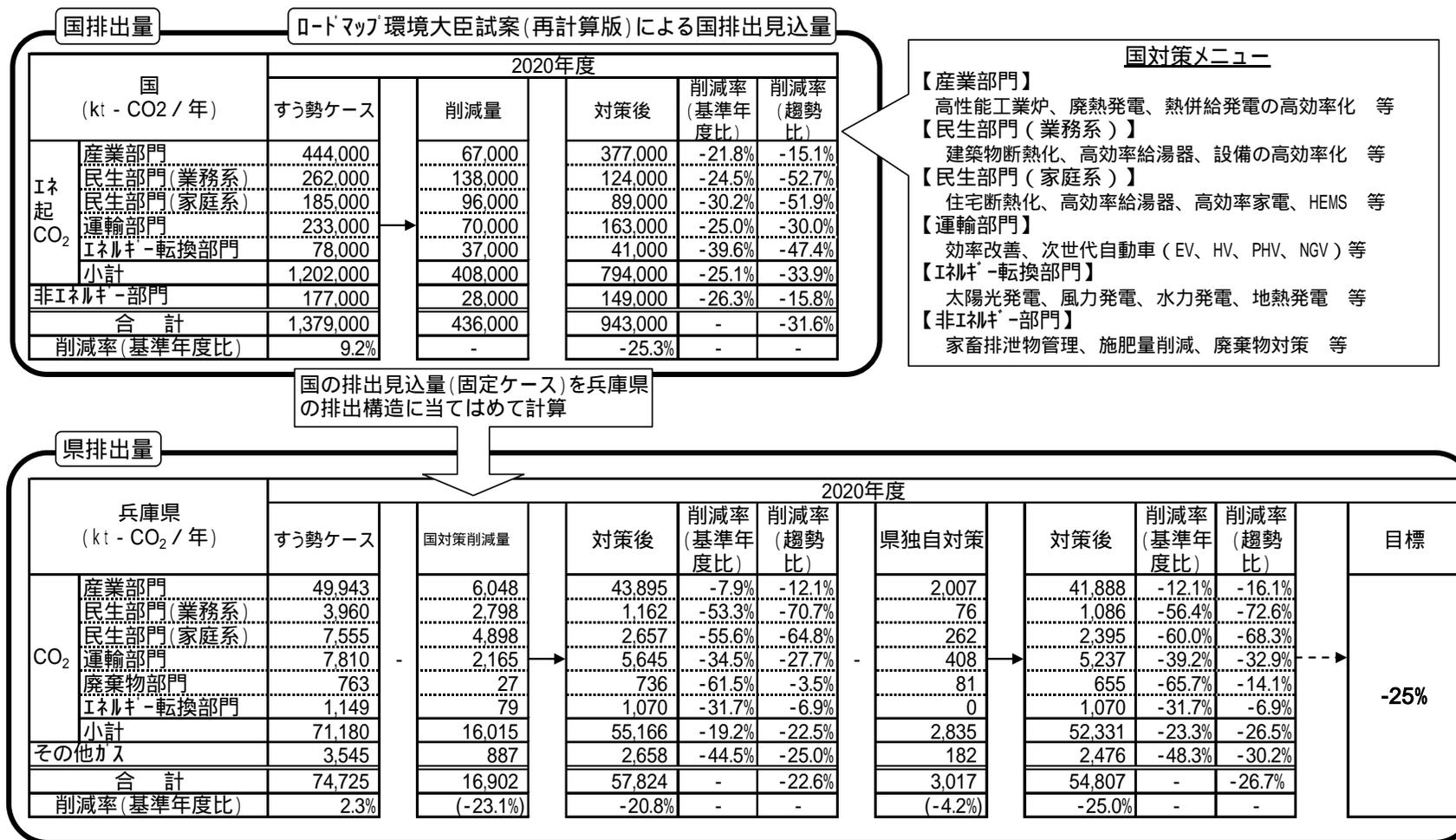
2020年度までに1990年度比25%削減

< 前提条件 >

- ・国の削減目標が真水で2020年度までに1990年度比25%削減
- ・ロードマップ環境大臣試案に示された対策等が国により完全に実施
- ・国が削減目標(真水割合)を見直した場合及びロードマップ環境大臣試案が完全に実施されない場合は、国の対策による効果量が見込めないため、必要に応じて、本計画を見直す。

将来目指すべき目標

(国の中長期RMに基づく削減目標の検討)



第4章

目標達成のための取組

取組の方向性

(部門別取組の方向性)

部門	取組の方向性
産業部門	条例に基づく産業部門の取組の継続、温室効果ガス削減に寄与する環境産業の育成
民生(業務)部門	条例に基づく業務部門の取組の継続、環境性能の優れた建築物の導入促進
民生(家庭)部門	うちエコ診断を通じたライフスタイルの転換、省エネ型住宅・設備・機器の導入促進
運輸部門	エコドライブの推進、公共交通の利用促進、次世代自動車の普及促進
その他の部門	廃棄物発生量の削減とリサイクルの推進、フロン類の適正処理の促進

(横断的取組の方向性)

分野	取組の方向性
再生可能エネルギーの導入	太陽光発電等普及促進、工場廃熱等の未利用エネルギーの活用
低炭素まちづくり	低炭素な移動手段への転換、緑豊かな市街地整備、コンパクトシティの実現
環境学習・教育	自ら環境保全・創造に向けて行動する人材育成、ライフステージに応じた学習・教育
吸収源対策	吸収源確保のための森林整備の推進
ヒートアイランド対策	都市緑化・人工排熱低減などヒートアイランド対策の推進

部門別取組(産業部門)

【重点取組】

条例・要綱の見直し

条例・要綱に基づく特定物質排出抑制計画・報告制度の見直し

燃料、熱、電気(以下「エネルギー」という)の使用量が原油換算で1,500kL/年以上の事業所に対し、県条例に基づく特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画及び措置結果報告を義務付けているが、対象工場等、公表制度について以下のとおり見直しを行う。

対象工場等

温暖化アセス制度と排出抑制計画・報告制度を一体的に運用するための、温暖化アセス制度の対象工場等を排出抑制制度計画・報告制度の対象に追加する。

公表制度

各主体の参画と協働による連携の推進と情報の共有化を図るため、排出抑制計画、排出実績及び主要措置について、個別事業者ごとに県が公表する。

中小規模の事業所の削減対策に対しては、大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設を設置している事業所(条例対象は除く。)に対し、要綱による排出抑制計画の策定・措置結果の報告について指導しているが、条例に準じて、目標設定の指針等について見直しを行う。

部門別取組(産業部門)

【重点取組】

温暖化防止特定事業実施届出(温暖化アセス制度)の推進

温暖化アセス制度の見直し

一定規模以上の新增設(燃料使用量が重油換算1,500kL/年以上増加等)をする工場等に対し、県条例に基づき温室効果ガスの排出抑制措置が講じられているかどうかを事前届出する温暖化アセスを義務付けているが、増設の規模にかかわらず、一定規模以上の工場となった場合は、対象工場等とする。また、工場等に積極的な取組を促すため、新增設時の省エネ機器、再生可能エネルギーの具体的な導入指針を策定するほか、優良事例集を作成する。

CO₂削減協力事業の推進

国内クレジットを活用した協力事業の推進

産業部門における大規模事業者において率先的な取組が進む一方で、中小事業者等では削減余地はあるものの省エネをはじめとする削減対策が進んでいない。このような中小事業者等の省エネニーズと大規模事業者の技術シーズや資金をマッチングさせるため、国内クレジット制度を活用し、追加的に削減した排出量を大規模事業者に移転するCO₂削減協力事業を推進する。

また、一定量以上のクレジットを必要とする大規模事業者と、削減量は小規模だが対策の実施を希望する中小事業者等の双方のニーズを踏まえ中小事業者等の削減クレジットをまとめて大規模事業者とマッチングする手法も展開する。

部門別取組(産業部門)

【重点取組】

省エネルギー設備導入の推進

中小事業者等への支援

県下の中小企業に対する「地球環境保全資金融資制度・利子補給制度」により、工場等の省エネ改修を促進する。

また、ひょうご産業活性化センターが中小企業に対して省エネ設備等を貸与する中小企業設備貸与制度の普及・啓発を図り、小規模民間事業者等の温室効果ガス排出量の削減を進める。

工場・建物の設備の省エネ化改修を行う中小事業者等に対し、その設備改修経費の一部を補助し、中小事業者等の温室効果ガス排出量の削減を推進する。

【その他の取組】

中小事業者等への技術支援((財)省エネルギーセンターによる省エネ診断の活用)

地球温暖化防止行動の推進(ISO14001、EA(エコアクション)21の普及)

環境配慮製品による排出削減効果の評価

環境・エネルギー分野を含む成長産業における産学官連携等の促進

再生可能エネルギー関連企業の立地推進

部門別取組(民生(業務)部門)

【重点取組】

ビル等の省エネ大作戦

県の率先的な活動の情報発信

県施設において、電気、ガスなどエネルギーを使用する機器の運転方法等について、その使用状況に応じて最適な設定に調整し、より一層の省エネを推進するとともに、取組の成果を情報発信することで民間事業者の省エネ取組を促す。

中小事業者等への普及啓発

県内での省エネ成功事例を取りまとめ、事業者に省エネに関する情報提供を行う。また、省エネルギーセンター等の省エネ診断の受診を勧め、既存設備の省エネルギー改修の可能性を専門的見地から把握し、中小事業者等の省エネを促進する。

LED照明等の普及

LED等省エネ型照明のオフィス、店舗、倉庫等への導入を促進する。このため、必要な補助・融資等の支援を行うとともに、LED等導入に伴うCO₂削減効果や投資回収効果などの必要な情報を提供する。

関西エコオフィス宣言の拡充

太陽光発電等導入オフィス表示制度

関西広域機構(KU)が、全国に先駆けて平成15年度から取り組んでいる「関西エコオフィス」運動に積極的に参画するとともに、太陽光発電施設等を設置したオフィスにステッカーを配布し、表示するほか、HP等で普及啓発を図る。

率先導入事業所の表彰

「関西エコオフィス」運動の中で、太陽光発電施設等を率先的に設置した事業者を表彰することにより、他の事業者への啓発・展開を図る

部門別取組(民生(業務)部門)

【重点取組】

温暖化アセス制度の見直し(再掲)

条例・要綱に基づく特定物質排出抑制計画・報告制度の見直し(再掲)

【その他の取組】

CO₂削減相殺制度(ひょうごカーボン・オフセット)の推進

グリーン調達の推進

中小事業者等への支援(中小企業設備貸与制度等)(再掲)

環境性能が優れた建築物の普及促進(CASBEEの活用)

公共施設への省エネ設備の率先導入

ビルエネルギー管理システム(BEMS)の率先導入及び普及促進

エコスタイルキャンペーンの推進

ライトダウンキャンペーンの推進

地球温暖化防止行動の推進(ISO14001、EA(エコアクション)21の普及)(再掲)

部門別取組(民生(家庭)部門)

【重点取組】

うちエコ診断の推進

対面診断の全県展開

家庭のどこからどれだけCO₂が排出されているのかを「見える化」し、各家庭のライフスタイルに応じた効果的な削減方策を個別に提案する「うちエコ診断」について、家庭訪問診断・窓口診断(ひょうごエコプラザでの診断)・地域診断(各県民局や市町の会議室での診断)・団体向け診断を全県的に展開する。

Webによるうちエコ診断の実施

各家庭で簡易の自己診断ができるWEB版診断ソフト(エコチェックひょうご)により、家庭での自主的な取組を促す。また、県ホームページや関係団体等を通じて、広く利用を呼びかける。

環境学習(地球温暖化防止学習)教材ソフト

「うちエコキッズ」の活用

県立大学やIGES関西研究センター等と共同開発した地球温暖化防止学習ソフト「うちエコキッズ」を小学校の授業や環境関連イベント等で活用し、親子で地球温暖化について学ぶとともに、うちエコ診断事業の促進につなげる。



部門別取組(民生(家庭)部門)

【重点取組】

住宅の省エネ性の向上

次世代省エネ基準適合住宅の普及

住宅展示場等におけるセミナー開催や相談コーナーの設置等により、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく次世代省エネ基準に適合する構造を有する住宅建築の普及を図る。

住宅の省エネリフォームの推進

外壁等の断熱改修を含む省エネ改修を促すなど既存住宅の省エネリフォームを推進する。

【その他の取組】

電機商業組合・量販店等との協定による省エネ家電普及促進

CO₂削減取組支援方策の検討

地球温暖化防止活動推進員による普及活動

新しいライフスタイルの普及

「地球と共生・環境の集い」の開催

地産地消の推進

部門別取組(運輸部門)

【重点取組】

エコドライブの推進(アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制)

エコドライブの普及

エコドライブが生活習慣として定着するよう、(社)兵庫県指定自動車教習所協会と連携し、運転免許更新時講習や自動車教習所において教習生等へエコドライブの普及を図るとともに、県民や企業従業員を対象にエコドライブ教習会を開催する等、エコドライブ・インストラクターを活用して、県民や企業等にエコドライブを普及する。

また、道路情報板による啓発や環境関連イベント、高速道路サービスエリア等でリーフレットや啓発グッズを配布する。



低公害車の普及

低公害車の購入支援

補助・融資等の支援により、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の低公害で温室効果ガス排出の少ない車の導入を促進するとともに、普及に向けた燃料供給設備等のインフラ整備を促進する。燃料電池車や水素自動車等の次世代車については、開発の動向を踏まえ、補助等の検討を行う。

電気自動車用充電インフラ整備

自宅での夜間充電を基本とし、遠出をした場合に安心して運転できるよう、滞在型の公共宿泊施設等へ普通充電器の整備を進めるほか、緊急用として必要最小限の急速充電器を配備し、走行距離の短い電気自動車の利便性の向上に努める。また、県・市町も電気自動車を導入し、普及啓発を図っていく。

部門別取組(運輸部門)

【重点取組】

公共交通の利用拡大

公共交通の利用促進

公共交通の利用促進と環境負荷の軽減を図る観点から、駅前広場やパークアンドライドの整備など公共交通ネットワークの充実を図るとともに、マイカーから公共交通への利用転換を普及・啓発するなど公共交通の利用促進を図る。

【その他の取組】

条例に基づく特定物質排出抑制計画・報告制度の見直し

円滑な道路交通を実現するための事業の推進

交通需要マネジメント(TDM)に係る取組の推進

中心市街地での荷さばきスペースの確保等による物流の効率化

部門別取組(その他の部門)

【重点取組】

ごみの減量・リサイクルの推進

高効率ごみ発電の導入促進

廃棄物の焼却に伴う熱エネルギーを回収し活用するため、ごみ焼却施設の新設・更新には高効率ごみ発電設備の導入を促進する。

廃棄物の減量化推進

生活系一般廃棄物(家庭ごみ)処理有料化の全市町における早期導入や事業系一般廃棄物の排出抑制・再資源化を促進する。

また、「レジ袋削減推進にかかるひょうご活動指針」(ひょうごレジ袋削減推進会議)に基づき、県民・事業者・行政の参画と協働のもと、全県的にレジ袋の削減を推進する。

フロン類回収の推進

法令遵守の徹底

フロン回収破壊法に基づく冷凍空調機器設置者(ユーザー)やフロン回収事業者への指導や高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造所(大型冷凍設備等使用者)に対する適正管理指導等を徹底強化する。

機器設置者に対する啓発・実態調査

フロン類の適正処理を推進するため、業務用冷凍空調機器設置者(ユーザー)に対する普及啓発並びに実態調査を実施する。

部門別取組 (その他の部門)

【その他の取組】

(1) ごみの減量・リサイクルの推進

分別収集の促進

(2) フロン類回収の推進

普及啓発の促進

回収・処理の支援

(3) 六ふっ化硫黄に関する対策

六ふっ化硫黄排出抑制指導

(4) メタンの排出に関する対策

燃焼設備の効率改善

(5) 一酸化二窒素の排出に関する対策

施肥量の適正化

燃焼設備の効率改善

横断的な取組(再生可能エネルギーの導入促進)

【重点取組】

太陽光発電等の導入促進

普及啓発事業の実施(太陽光発電相談指導センターによる相談指導)

ひょうごエコプラザ内に設置した太陽光発電相談指導センター(平成21年7月30日設置)にて、引き続き太陽光発電施設の設置からメンテナンスまでに関するあらゆる相談に対応する。

また県民、事業者の太陽光発電に対する理解を深めるとともに、太陽光発電設備の一層の普及を図るため、引き続き、大規模太陽光発電設備を活用したPRを行う。

県民出資型県民発電所の整備支援

太陽光発電の普及を図るため、県民出資型発電事業形態による県民発電所の成立可能性の調査結果を踏まえ、モデル事業の実施や支援策を検討する。

特に、運営主体、出資の方法、補助・融資の必要性等の検討を行う。

バイオマスの利用促進

汚泥の利活用

神戸市東灘処理場における「こうべバイオガス事業の展開」を踏まえ、下水処理場等の汚泥に含まれる有機分より生成されるメタンガス等、未利用エネルギーの有効利用を促進する。

木質バイオマスの利活用(石炭ボイラーへのバイオマス混焼)

林地残材の有効利用に向け、収集・運搬・加工システム最適化及び県内の石炭ボイラーへの木質バイオマス混焼に関し、採算性、社会貢献等を踏まえた事業実現可能性の検討を行う。

横断的な取組(再生可能エネルギーの導入促進)

【その他の取組】

グリーンエネルギー基金を活用した県民発電所の設置推進

風況マップ提供による導入促進支援

海岸風力発電導入検討

小型風力発電設備の導入検討

バイオマスの需給体制構築、複合的利用促進

バイオマス利用技術の開発の推進

BDF利用促進

ひょうごバイオマスecoモデル登録制度の運用による普及啓発

小水力発電事業の推進

温泉水や工場排熱を利用した高効率発電の導入検討

波力・潮流発電技術の導入検討

横断的な取組(低炭素まちづくり)

「資源循環型のまちづくり」の推進

公共交通の利便性向上

横断的な取組(環境学習・教育)

【その他の取組】

環境体験事業の推進

自然学校推進事業の推進

環境教育副読本の活用

地球温暖化防止の人材育成、体験型環境学習の推進

地球温暖化防止等の情報発信・相談等

地球環境等の環境意識を醸成する参加・体験型イベントの実施

環境学習(地球温暖化防止学習)教材ソフト「うちエコキッズ」の活用(再掲)

横断的な取組(関係機関との連携)

【重点取組】

市町・関西広域連合の取組と連携した普及啓発等の推進

定期的に県・市町地球温暖化防止連絡会を開催し、情報交換を通じて住民に身近に接する市町と密接な連携を図るほか、関西広域連合で取り組む事業(住民・事業者啓発事業、関西スタイルのエコポイント事業、電気自動車普及促進事業等)と連携した普及啓発等を推進する。

【その他の取組】

国際的環境関連研究機関等と連携した取組の促進

地域活動団体の支援

横断的な取組

吸収源対策

- 1 吸収源としての森林整備
 - 新ひょうごの森づくりの推進
 - 災害に強い森づくり
- 2 県民意識の醸成
 - 企業の森づくり
 - 森林吸収源クレジットの活用
- 3 その他の取組
 - 県産木材の利用促進

ヒートアイランド対策の推進

- 1 地表面被覆の改善
 - 条例に基づく屋上緑化等の推進
 - 県民まちなみ緑化事業の実施
- 2 普及啓発等
 - 打ち水大作戦の実施
- 3 モニタリング
 - ヒートアイランド現象の地域特性の把握

各主体の役割

- 県民の役割
- (1)日常生活に起因する温室効果ガスの排出の抑制
 - (2)地球温暖化防止活動への参加
- 事業者の役割
- (1)創意工夫を凝らした取組
 - (2)環境経営の取組促進
 - (3)製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減
 - (4)環境マネジメントシステムの導入
 - (5)CO₂削減協力事業(国内クレジット制度)への参加
 - (6)情報公開
- 県の役割
- (1)施策の連携と広域的取組
 - (2)地域の特性に応じた対策の実施
 - (3)環境ビジネスの育成に関する支援
 - (4)地域住民・事業者等への情報提供と活動促進
- 市町の役割
- (1)率先した取組の実施
 - (2)地域の特性に応じた対策の実施
 - (3)地域住民等への情報提供と活動促進
 - (4)国、県等との連携

第5章

計画の効果的実施

計画の効果的実施

推進体制・進行管理

地球温暖化防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくために、庁内の関連部署から構成される「環境適合型社会形成推進会議地球温暖化防止対策部会」において、情報交換・進行管理を行うとともに、施策の調整、施策の進捗管理、見直しを図るものとする。

進行管理の方法

計画を着実に推進し、実効あるものとするため、PDCAサイクルを取り入れた計画の進行管理を行う。

具体的には、定期的に温室効果ガスの排出状況と施策の実施状況等を把握し、必要な見直しを行うことで継続的な改善を図る。

計画の進捗状況については、環境審議会に報告し、外部評価を受けるものとする。

